

2025年度 JDC 西部総局アマチュア競技規定

本規約は2025年1月1日より2025年12月31日(以下年度と言う)の間に開催されるJDC西部総局主管競技会のアマチュア部門に適用する。

【 登録について 】

公益社団法人日本ダンス議会（JDC）西部総局（以下 JDC 西部総局という）は、個人登録とし登録料は無料。ただし1人につき1,000円の通信費を徴収する。3年間出場のない選手は登録を抹消する。

プロフェッショナル登録を抹消してから6ヵ月を経過した選手はアマチュア登録を認める。西部管轄地域外に住所がある場合、登録は JDC 西部総局アマチュア委員会で決定する。

【 競技会 】

競技はボールルームとラテンアメリカンの2セクションに分けて実施する。両セクションともA級～D級の4クラス、シニア戦A級・B級、ジュニア戦、ブラインドダンスを実施する。各セクションの種目はシラバスに記載されたものとする。

- *アマチュア A 級戦は4種目以上総合とする。
- B 級戦は2種目以上総合とする。
- C 級戦は2種目総合とする。
- D 級戦 W・T・F・C・R・S の単科別戦で実施する。

- *シニア戦はトータル120歳以上の登録選手とする。
- シニア A 級戦は3種目(WTF/CSR)総合とする。
- シニア B 級戦は2種目(WTF/CSR の内2種目)総合とする。

- *ジュニア戦はリーダー・パートナーとも中学生以下の選手とし単科戦で実施する。

- *ブラインドダンスはリーダーの部とパートナーの部を W・T・C・R の単科戦で実施する。

【 エントリー料 】※西部総局管轄競技会のみ適用

アマチュア A～C 級戦は総合で各クラス	¥5,000-
アマチュア D 級戦は単科別	¥5,000-
シニア A・B 級戦は総合で各クラス	¥5,000-
ジュニア戦は単科別	¥1,000-
(クラス別戦にジュニア選手がエントリーする場合はいずれのクラスも)	¥2,000-
ブラインドダンス	無料

【 出場規定 】

競技会への出場は、登録を済ませかつ通信費を支払った選手のみとする。

登録された名前又は通称でのみの出場とする。

自己の登録級より上のクラスに出場することは出来るが、下のクラスに出場することはできない。

(上位挑戦はいずれの級に対しても挑戦可、ポイント授与に関しては昇降級規定参照。)

同一日の競技会において、ボールルームとラテンアメリカン、アマチュア戦とシニア戦は異なる相手との出場可。

但し、同一セクションで異なる相手と組んで複数のクラスに出場することは出来ない。

*シニア戦について

シニア戦にはどのクラスのアマチュア選手も出場できる。

(年齢制限有り 競技会の項目参照)

シニア戦のみの出場も可。

【 新規登録者の自己級確定について 】

出場級において規定の昇級ポイントに達した場合は、年度末に昇級したクラスを自己級として登録。

但し、アマチュアD級戦にのみ出場の選手は、年度末にアマチュアD級として登録。

シニアB級戦にのみ出場の選手は、年度末にシニアB級として登録。

アマチュアA～C級・シニアA級に出場し、年度内規定ポイントに達しない場合は自己級未確定の登録選手とする。

*ノービス級に登録されているカップルについて

2024年度よりノービス級のセクションを廃止し、D級戦スタートとなります。

現在、ノービス級に登録されている方は新規登録と同じ規定で自己級の確定を行います。

詳しくは、「新規登録者の自己級確定について」を参照してください。

【 学生競技ダンス連盟登録者について 】

初出場時のクラスは、学連競技会4種目戦のファイナリストはA級から出場。

その他はC級以上から任意で選択する。

学連としての出場は学連最終学年時の3月31日までの競技会とし、卒業後は持ちクラスをそのまま移行する。

持ち級のある選手は、出場しなければ在学中であっても降級する。

【 カップル結成時のクラス決定について 】

JDC 登録選手同士が新しくカップル結成をする場合、下記の表を参照し結成時の自己級を決定する。

(例) D級のリーダーとB級のパートナーが組む場合、4点+8点=12点となりこのカップルの自己級はC級となる。

カップル結成におけるクラス編成				
アマチュア級	シニア級	級別持ち点		条 件
		リーダー	パートナー	双方の持ち点合計
A	A	12	12	18点以上
B	B	8	8	14点以上
C		6	6	10点以上
D		4	4	5点以上

登録選手とシニア級・新規登録者がカップル結成した場合、新規登録と同じ規定で自己級を確定する。(新規登録者の自己級確定について参照)

【 昇降級 】

昇降級の対象となる競技会は、JDC 西部総局主管競技会とする。

アマチュア戦とシニア戦それぞれに昇降級を行う。(ポイントは合算されない)

昇降級については、アマチュア戦・シニア戦共通規定とする。

★昇級について

各セクションポイント制とし、規定ポイントに達した場合年度末に昇級。

年度途中で規定ポイントに達しても、年度途中での昇級は出来ない。

ポイントはセクション別、クラスごとに計算される。

また、カップルごとに管理される。新しくカップル結成した場合、ポイントは合算されない。

同一人物がリーダー及びパートナーとして出場する場合、それぞれに登録番号を付与される。

その為、リーダーとしてのポイントとパートナーとしてのポイントは合算されない。

ポイントは次年度に繰り越さない。

ポイントは下記2種類のポイントが与えられる。

1) 競技会出場ポイント

1セクション出場につき1ポイント(例えばC①とC②に出場すれば2ポイント、D級戦で3種目に出場した場合は3ポイント、但し欠場は0ポイント)

2) 決勝入賞ポイント

決勝入賞者には下記ポイントが与えられる。

1位 6ポイント 2位 5ポイント 3位 4ポイント 4位 3ポイント
5位 2ポイント 6位以下の決勝入賞者 1ポイント

出場5組以下の場合は次の通り

5組出場は1位5ポイント、2位4ポイント・・・

4組出場は1位4ポイント・・・

3組～1組出場は1位3ポイント・・・

*昇級に必要なポイント

アマチュア A級昇級：アマチュア B級戦及び上位挑戦で年度内に20ポイント以上

又は、アマチュア A級戦で年度内に優勝1回もしくは15ポイント以上

B級昇級：アマチュア C級戦及び上位挑戦で年度内に25ポイント以上

C級昇級：D級戦及び上位挑戦で年度内に30ポイント以上

(D級戦は種目ごとにポイントがつきます)

シニア A級昇級：シニア B級戦及び上位挑戦で年度内に20ポイント以上

又は、シニア A級戦で年度内に優勝1回もしくは15ポイント以上

*昇級に関する上位挑戦に与えられるポイント

アマチュア B級から D級、シニア B級の選手は自己級戦に出場しなくても、上位挑戦し獲得した出場ポイント・決勝ポイントは共に加算される。

★降級について

いずれのクラスも年間5ポイントに満たないか、年間出場回数1/3回以下（四捨五入）の場合年度末に降級。（同一日の競技会において複数区分出場しても出場回数1回とする）
但し、アマチュア A・B・C級の選手で、アマチュア戦（自己級戦、上位挑戦問わず）に年1回以上出場し、且つシニア A級戦・シニア B級戦において年間5ポイント以上獲得、又は年間出場回数1/3試合以上（四捨五入）出場した場合アマチュア級は降級しない。
シニア A級の選手で、シニア A級戦に年1回以上出場し、アマチュア戦（自己級戦、上位挑戦問わず）において年間5ポイント以上獲得、又は年間出場回数1/3試合以上（四捨五入）出場した場合シニア A級からは降級しない。

その他、特別な事例については運営委員会に諮る。

昇級・降級の両条件に該当した場合は昇級を優先する。

アマチュア D級、シニア B級は降級しない。

登録選手同士の登録初年度は降級しない。

*降級に関する上位挑戦に与えられるポイント

アマチュア B 級・C 級の選手は、自己級に出場しなくても上位挑戦し獲得した競技会出場ポイント、決勝ポイントは加算される。

【 使用フィガー 】

ヴェニーズワルツにおいて

ナチュラルターン、リバースターン、前進・後退のチェンジステップ、ナチュラル及びリバースフレックアル、コントラチェック

これらのステップの組み合わせとする。上記以外のステップは不可。

その他の種目において使用フィガーは自由とする。

但し競技中に相手を持ち上げるフィガーは禁止される。

ソロ競技を採用された競技においては、事前に指定されたルーティーンを守らなければならない。

【 服装規定 】

A 級～C 級は正装とする。

D 級、シニア戦は、ボールルームは正装、もしくは平服・上着ネクタイ着用（ベスト可）ラテンアメリカンは自由とする。

ジュニア選手がジュニア戦、もしくは公式戦（各セクション A 級～D 級）に出場する場合、ボールルームは正装または平服・上着ネクタイ着用（ベスト可）、ラテンアメリカンは自由とする。

【 その他 】

出産、疾病、怪我、事故などによるクラスの維持、降級に関しては届の提出により審議対象とする。

本規定に明記されていない事柄に関してはその都度 JDC 西部総局運営委員会において協議し決定する。

【JDC 西部総局アマチュア委員会 事務局】

YM DANCEMASTER 内 西岡 檀 (マユミ)

〒740-0012 山口県岩国市元町 1-8-3

TEL0827-28-5824 FAX0827-28-5823

E-mail ymdm24@ymail.ne.jp

附則：本規定は2025年1月1日より施行する。